

前橋市新設道の駅整備運営事業
事業者選定基準

平成 29 年 3 月

○ 前橋市

第1章	総則	1
1.	事業者選定基準の位置づけ	1
2.	審査方法	1
3.	審査の流れ	2
第2章	審査の手順	3
1.	第一次審査（資格審査）	3
2.	第二次審査	3
(1)	基礎審査	3
(2)	企画提案内容の審査	3
(3)	優先交渉権者の決定	3
(4)	応募者が一者であった場合の取扱い	3
(5)	その他	3
第3章	企画提案内容の審査方法	4
1.	基本方針	4
2.	評価方法	4
3.	審査項目内容及び配点	4

第1章 総則

1. 事業者選定基準の位置づけ

本選定基準は、前橋市（以下「本市」とする。）が「前橋市新設道の駅整備運営事業」を実施する民間事業者を募集及び選定するにあたり、民間事業者に対して交付する募集要項と一体のものとして、民間事業者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示したものである。

2. 審査方法

本市は、提案内容の審査に関して、学識経験者等で構成する「道の駅計画付事業予定者公募に関する審査委員会」（以下「審査委員会」とする。）を設置し、応募者からの提案内容を総合的に評価した上で、最も優れた提案を行った応募者を選定する。

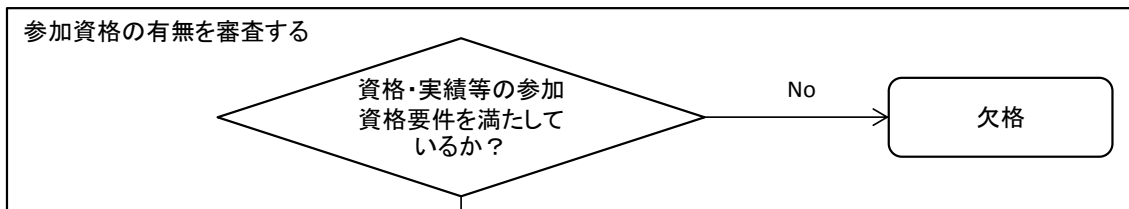
審査委員会は下記の7名の委員により構成される。なお、前橋市行政職員にあつては、選定時にその職にある者が委員となる。

氏名	組織・役職等
堤 洋樹	公立大学法人 前橋工科大学建築学科 准教授
吉川 真由美	一般社団法人 群馬県中小企業診断士協会 副会長
都丸 和俊	前橋商工会議所 常議員
岩佐 正雄	前橋市 産業経済部長
関 孝雄	前橋市 農政部長
簗輪 裕之	前橋市 都市計画部長
加藤 裕一	前橋市 建設部長

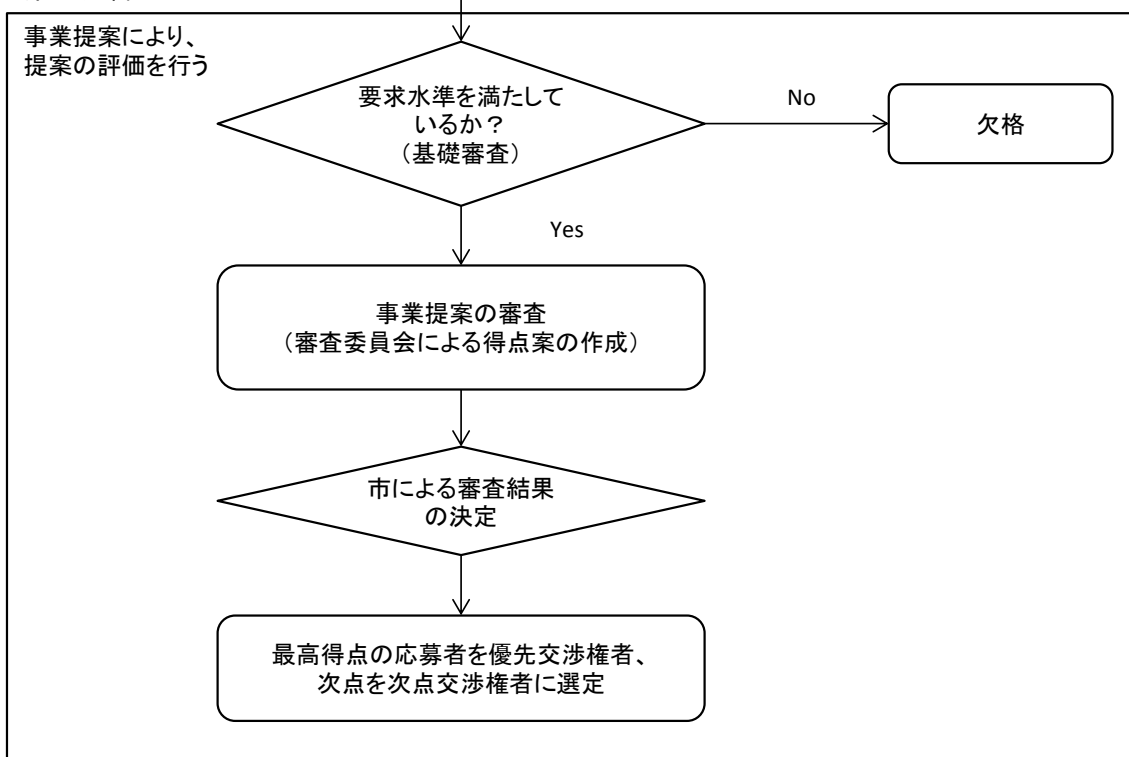
3. 審査の流れ

審査の流れは、以下のとおりである。

第一次審査



第二次審査



第2章 審査の手順

1. 第一次審査（資格審査）

市は、応募者が提出した参加資格審査書類等をもとに、本事業の募集要項に示した参加資格要件を満たしていることを確認する。満たしていない場合は欠格とする。

確認結果は、各応募者（グループの場合は代表企業）に通知する。

2. 第二次審査

(1) 基礎審査

本市において、事業提案に関連する要求水準を全て満たしているかについて審査を行い、一部でも満たしていない場合は欠格とする。

(2) 提案内容の審査

審査委員会において、第3章に示す審査項目の内容について優れた提案がなされているかを審査し、各事業提案の採点を行う。なお、プレゼンテーションによる提案内容の評価を行うことを予定している。日時・場所等の詳細は応募グループ代表企業に個別に連絡する。

審査委員会は、採点結果をとりまとめ、審査結果案を作成し、市長に報告する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査委員会は、審査の結果を市長に報告し、市長がその報告を参考に優先交渉権者となる事業者を選定する。

なお、審査の結果は、応募者に文書で通知する（グループの場合は代表企業）とともに、市公式ホームページ上で公表する。

(4) 応募者が一者であった場合の取扱い

応募者が一者であった場合でも、事業者選定基準に従い提案書等の審査を行い、提案内容が要求水準を満たし、審査委員会が適当と判断した場合、その旨を市長に報告する。市長は、審査委員会からの報告をもとに、その事業者を優先交渉権者として選定するかを決定する。

(5) その他

本市は、優先交渉権者との基本協定締結に関する協議が成立しない場合又は協定締結までに優先交渉権者もしくはその構成員及び協力企業のいずれかの者が事業参加の要件を欠いた場合、本市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

第3章 提案内容の審査方法

1. 基本方針

応募者からの提出された企画提案書類の内容について、審査委員会による専門的な見地からの審査を行うものとする。

本事業は特定事業の範囲を応募者の提案をもとに定めるとともに、特定事業の範囲以外の整備運営についても応募者の提案をもとに定めることを想定していることから、道の駅全体の整備運営計画、特定事業及び市負担事業の適切な配分、及びそれぞれにおける収支計画の安定性・妥当性等について審査委員会において審査を行う。

2. 評価方法

各審査項目に対して、次に示す評価点の付与の考え方にに基づき、5段階評価を行い、それに応じて計算された各審査項目得点の合計を算出し、評価点とする。

評価	評価内容	得点
A	特に秀でて優れている	配点×1.00
B	秀でて優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	わずかに優れている	配点×0.25
E	要求水準を満たしている	配点×0.00

3. 審査項目内容及び配点

審査項目内容及び配点は以下のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
(1)事業計画に関する事項	①事業全体方針	<ul style="list-style-type: none">整備の方向性・取組方針(テーマ)や各種要件を十分理解し、具体的な全体方針、コンセプトの提案がなされているか。市民、利用者にとって魅力ある施設となるような具体的な提案があるか。	30
	②事業実施体制	<ul style="list-style-type: none">提案のあった事業を遂行するに十分な体制となっているか。各構成員の役割分担が明確に示されているか。各構成員が本事業の実施に当たり十分なノウハウ・経営実績を有し、また安定的な財務基盤を有しているか。	

	③特定事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ事業者の創意工夫を反映した特定事業の範囲が提案されているか。 特定事業について、独立採算事業としての工夫が具体的に提案されているか。 市負担事業との適切な配分が行われているか。 	
	④地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> 本施設を核として、地域の活性化が期待できる提案となっているか。 地元企業の活用、職員の地元雇用について考慮しているか。 地元製品の活用策が提案されているか。 	
	⑤事業安定化方策、リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて本施設への安定的な集客を図る工夫がなされているか。具体的なリスクを想定し、かつ適切なリスク管理方針が提案されているか。 適切なリスク分担がなされているか。 	
	⑥資金調達計画 (特定事業のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 資本金の構成、資金調達条件が適切か。 金融機関からの確約書、関心表明書等、資金調達の確実性を示す根拠が示されているか。 	
	⑦事業収支計画 (特定事業、市負担事業それぞれ)	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業、市負担事業それぞれについて、適切な事業収支計画が提案されているか。また、売上・経費等の妥当性を示す根拠が十分に示されているか。 市の財政負担が軽減される事業計画となっているか。 	
(2) 設計・建設業務に関する事項	①施設構成・施設内容	<ul style="list-style-type: none"> 全体方針、コンセプトに見合った施設内容となっているか。 各施設について、想定されるターゲットやサービス内容等、具体的な提案があるか。 地域の交流や活性化、集客性を考慮した施設計画となっているか。 	25
	②施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積、建築面積等、規模は適切か。 	
	③土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び外構施設（駐車場等）の配置計画について、優れた提案がなされているか。 各施設間のアクセスについて、利便性や安全性を重視した効率的な動線計画が提案されているか。 	
	④構造計画	<ul style="list-style-type: none"> 提案する全体方針及びコンセプトに合致し、地震や台風等の自然災害に対する安全性の確保や機能保持を達成するための構造が提案されているか。 	

⑤設備計画	<ul style="list-style-type: none"> 必要な設備が具体的に提案されているか。 設備機器、配管、配線等について、メンテナンス面において優れた計画が提案されているか。 	
⑥外観・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 外部、内部それぞれについて、地域の特性・特色を生かした優れたデザイン提案となっているか。 周辺の景観と調和のとれたデザイン提案となっているか。 	
⑦施設の使いやすさを考慮した工夫	<ul style="list-style-type: none"> 施設、備品、サイン等について、すべての施設利用者にとって分かりやすく、使いやすいものとする計画となっているか。 職員・従業員の業務効率性、セキュリティを考慮した優れた提案がなされているか。 	
⑧環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギー、省資源に配慮するとともに、ライフサイクルコストの削減を考慮しているか。 	
⑨安全・防災・防犯計画	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風、豪雨等の災害時における、施設の機能維持に関して優れた提案がなされているか。 災害時における利用者の安全確保・避難計画について優れた提案がなされているか。 夜間や休館日における不審者侵入等の防犯対策がなされているか。 	
⑩施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業契約締結から施設引渡しまでの具体的な工程が示されているか。 建設工事の品質担保について、優れた提案がなされているか。 工事期間中における安全確保の措置は適切であるか。 工事に伴う周辺への影響（騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等）の低減に関して優れた提案がなされているか。 	
⑪施設整備に係る工程計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に係る工程計画は的確か。 	

(3) 維持管理業務に関する事項	①維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 各業務項目について、業務実施方法・内容が明確で、業務の品質確保・維持・向上策について、優れた提案がなされているか。 突発的な修繕発生時の対応についての方策が考慮されているか。 長期的な視点での修繕・更新業務が計画されているか。 	10
	②事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な管理によって、施設全体が効率よく業務遂行可能な体制となっているか。 継続的な業務改善等の実施により、性能の維持・向上が図られる計画となっているか。 	
(4) 運営業務に関する事項	①運営計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者へ高品質で利便性の高いサービス提供のための創意工夫がなされているか。 地域の特色を生かした独創的かつ魅力的な提案がなされているか。 施設全体の利用促進・機能連携が期待できる提案となっているか。 プロモーション活動の展開や自主イベントの開催等、積極的な集客対策が提案されているか。 	25
	②事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の快適性やきめ細かなサービスの提供、生産者・出荷者等の確保・拡大等、本施設を持続的・安定的に運営する上で十分な運営体制となっているか。 	
	③地域活性化への寄与	<ul style="list-style-type: none"> 地域の素材を生かした独自の商品開発や販路の開拓等、6次産業化の事業展開が提案されているか。 市内3カ所の既設道の駅との連携について、具体的な提案がなされているか。 	
	④防災拠点としての配慮	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の市との協力内容が具体的に示され、公共施設の災害対応として適しているか。 	
	⑤情報提供の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 交通情報や地域・観光情報の効果的な発信・提供に向けた具体的な提案がなされているか。 	
(5) 市負担事業に関する事項	①提案価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 市負担事業の設計、建設、維持管理・運営の提案価格について、妥当性のある提案となっているか。 	30
合計			120